

【対応表（災害援護資金）】

貸付限度額（万円）	被害の程度及び種類	区分に応じて追加で必要となる書類 借入申込書記入箇所
150	負傷	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯主の診断書 ・「負傷」欄に療養期間を記入
150	家財損害	<ul style="list-style-type: none"> ・家財の被害状況が分かる写真 ・「家財の被害」欄に家財の被害額等を記入
170 (250)	半壊	<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書 ・「住居の被害」欄の「半壊」に○
250 (350)	全壊	<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書 ・「住居の被害」欄の「全壊」に○
250	負傷＋家財損害	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯主の診断書 ・「負傷」欄に療養期間を記入 ・家財の被害状況が分かる写真 ・「家財の被害」欄に家財の被害額等を記入
270 (350)	負傷＋半壊	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯主の診断書 ・「負傷」欄に療養期間を記入 ・り災証明書 ・「住居の被害」欄の「半壊」に○
350	負傷＋全壊	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯主の診断書 ・「負傷」欄に療養期間を記入 ・り災証明書 ・「住居の被害」欄の「全壊」に○
350	住居の全体が滅失・流失	<ul style="list-style-type: none"> ・申立書（様式）

※被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情があると認められる場合には（ ）内の金額

※保証人を立てる場合は、保証人の本人確認書類の写し、住民票、所得・課税証明書、誓約書兼同意書、意見書（生活保護受給中の場合のみ）、保証人本人による保証人記載欄の記載も必要